

結城市告示第 35 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、下館・結城都市計画用途地域を変更したので、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき告示し、同条第 2 項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 22 日

結城市長 小 林



記

1 都市計画の種類

下館・結城都市計画用途地域の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

ア 工業専用地域

（ア） 追加する部分

結城市大字結城字繁昌塚及び字新堤の一部

〃 大字鹿窪字北シベの一部

（イ） （ア）に係る規制の内容

建ぺい率 60% 以下、容積率 200% 以下

3 縦覧場所

結城市役所都市建設部都市計画課

下妻・結城都市計画 用途地域の変更（結城市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

（結城市）

種 類	面 積	建築物の 容積率	建築物の 建ぺい率	外壁の後退 距離の限度	建築物の 敷地面積の 最低限度	建築物の 高さの限度	その他及び 備考
第一種 低層住居 専用地域	約 175 ha 約 71 ha 約 5.1 ha	8/10 以下 10/10 以下 15/10 以下	4/10 以下 5/10 以下 6/10 以下	— — —	— — —	10m 10m 10m	割合
小 計	約 251 ha						約 29.0 %
第二種 低層住居 専用地域	約 10 ha 約 14 ha 約 24 ha	10/10 以下 15/10 以下	5/10 以下 6/10 以下	— —	— —	10m 10m	
小 計	約 24 ha						約 2.8 %
第一種 中高層住居 専用地域	約 72 ha 約 72 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
小 計	約 72 ha						約 8.3 %
第二種 中高層住居 専用地域	約 3.9 ha 約 3.9 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
小 計	約 3.9 ha						約 0.5 %
第一種 住居地域	約 160 ha 約 160 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
小 計	約 160 ha						約 18.5 %
第二種 住居地域	約 22 ha 約 22 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
小 計	約 22 ha						約 2.5 %
準住居地域	約 38 ha 約 38 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
小 計	約 38 ha						約 4.4 %
田園住居地域	約 0 ha 約 0 ha	—	—	—	—	—	
小 計	約 0 ha						約 0.0 %
近隣商業 地 域	約 9.2 ha 約 15 ha	20/10 以下 30/10 以下	8/10 以下 8/10 以下	—	—	—	
小 計	約 24 ha						約 2.8 %
商業地域	約 15 ha 約 15 ha	40/10 以下	8/10 以下	—	—	—	
小 計	約 15 ha						約 1.7 %
準工業地域	約 47 ha 約 47 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
小 計	約 47 ha						約 5.4 %
工業地域	約 0 ha 約 0 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
小 計	約 0 ha						約 0.0 %
工業専用 地 域	約 208 ha 約 208 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
小 計	約 208 ha						約 24.1 %
合 計	約 865 ha						100.0 %

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

※10ha以上の箇所は、各々整数値に修正

【理 由】

工業地としての操業環境の向上により、地域の活性化や産業の振興を図るため、市街化区域への編入と合わせて、本案のとおり用途地域を変更するものである。

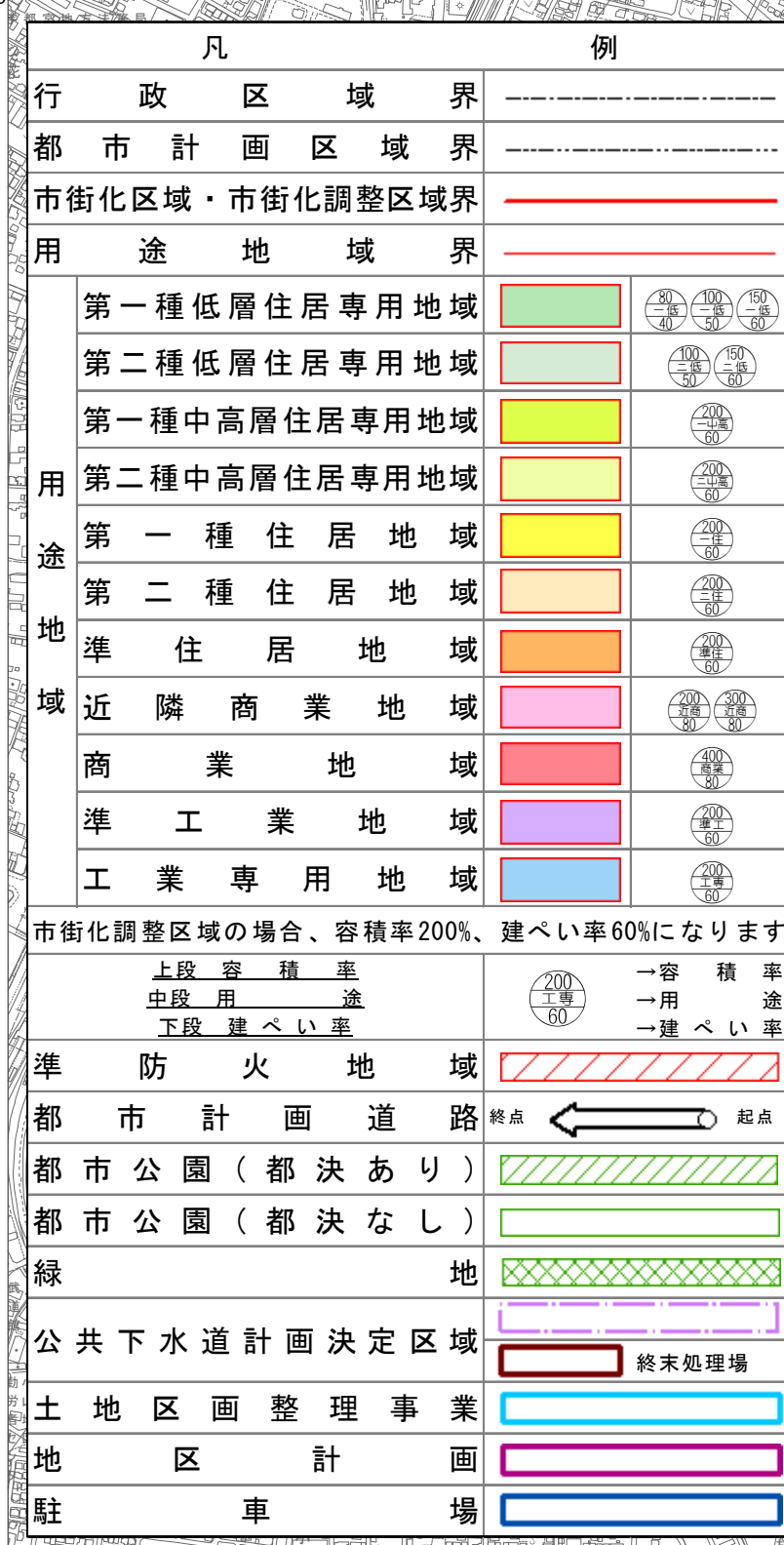
下館・結城都市計画 用途地域 計画図

この測量成果は、国土地理院長の勧告を受けて得たものである。
(勧告番号) 平30関公第208号

下館・結城都市計画 用途地域 総括図

1:10,000

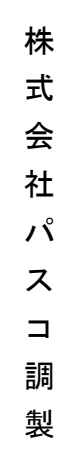
平成三十一年三月作成



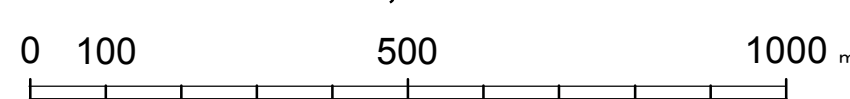
凡	例
第一種低層住居專用地域	
第二種低層住居專用地域	
第一種中高層住居專用地域	
第二種中高層住居專用地域	
第一種住居地域	
第二種住居地域	
準住居地域	
田園住居地域	
近隣商業地域	
商業地域	
準工業地域	
工業地域	
工業專用地域	

凡 例	
用途地域変更区域	

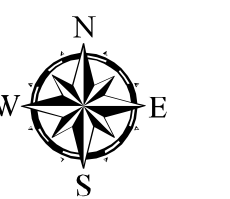
番 号	1
地区名	繁昌塚南地区
面 積	約 23.1ha
理 由	結城第一工業団地と一体的な 産業拠点を形成するため



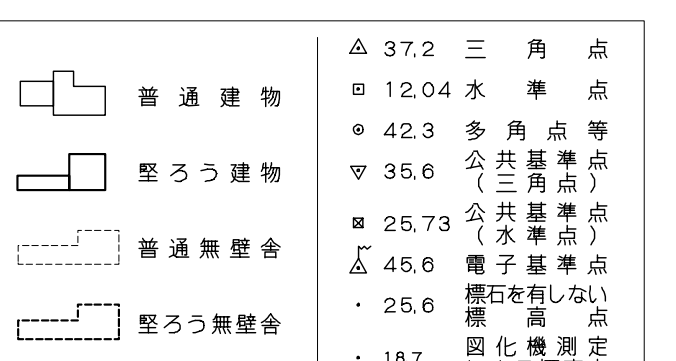
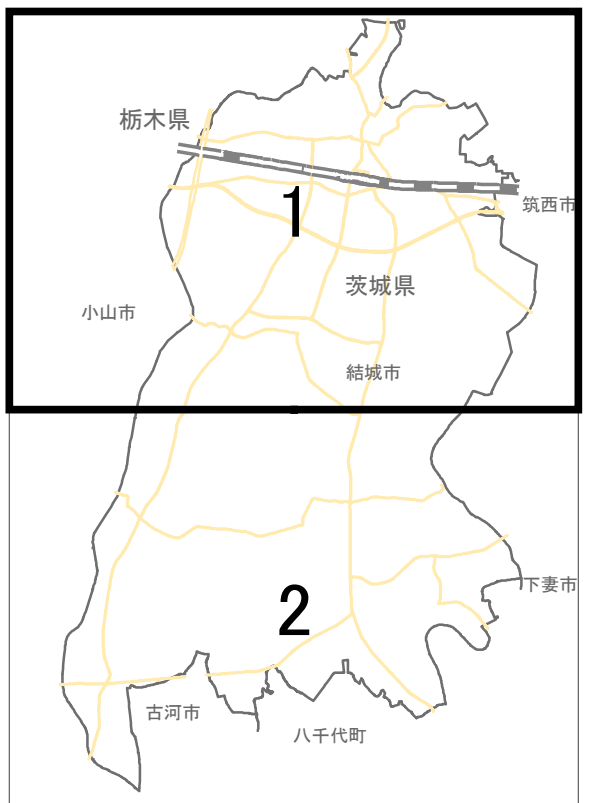
1:10,000



この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。
(助言番号) 甲 30 関公第 208 号



行政區圖

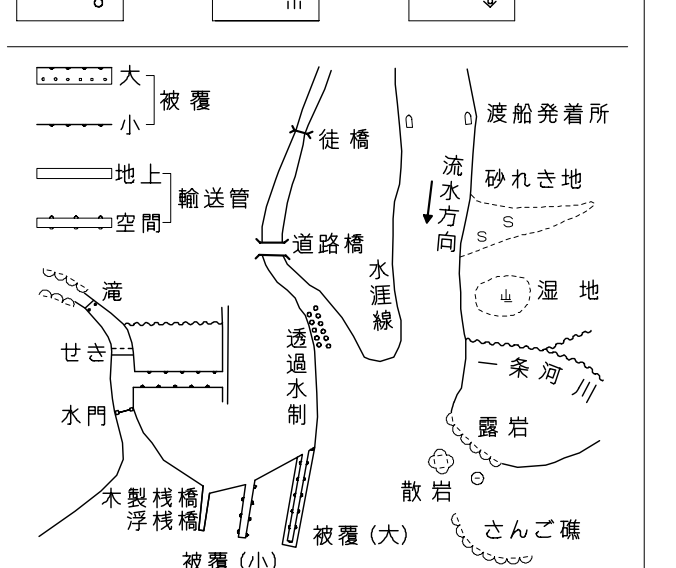


▽	官公署	□ □	門
△	銀行	○	屋
◇	旅館	●	記念
◇	税務局	○	立
◇	郵便局	○	路傍
◇	警察署	○	燈台
X	刑務所	→	道
V	遊園地	↑	崖口
◎	職業安定所 (ロウワーク)	▽	坑口
◎	地方自治会館	○	旗立
◎	市街所及 出典所	○	通津・ガス井
◎	神社	○	クラン
◎	寺	○	突
◎	神事活動会	○	シブキ
◎	学校	○	炭
◎	幼稚園・保育園	○	沼
◎	老人ホーム	○	灯台
◎	保健所	○	水紋
◎	消防団	○	池
◎	銀行	○	跡
◎	協同組合	○	市場
◎	産婦人科	○	大光明電機線
◎	工業	○	磯口・堤口
◎	工場	○	運送・鉱山
◎	火葬場	○	石炭
◎	墓地・霊骨堂	○	塚
◎	ガソリンスタンド	○	地下・下階、 地下鉄出入口

	道	緑 面区画線		普通鉄道
	鉄道路線等			有軌電車
	徒歩道			特殊鉄道
	道路のトンネル			索道
	二輪車専用道路の道路路			二輪車専用道路中の鉄道
	歩道・分離帯			プラトフォーム
	信号機			踏切
	横断歩道 道路の敷設地等			駅構内及び 駅の敷地等
	橋			道路のトンネル
	川			河川の敷設地等
	ダム			停留所
	森林			電線
	土砂崩壊地			区域境界線
	土壌			境界線

—・—・— 都府県界	—・—・— 都市・東京界
—・—・— 町村・指定都市の区界	—・—・— 大字・丁目界

川	田	...	芝	地	シ	はし地
▽		○	広	草	ハ	し 地
▽	畑	○	草	草	シ	(窪地)
▽		△	針	葉	で	うし 科
▽	桑 地	△	葉	林	で	林
△		△	竹	林	△	湿 地
△	茶 園	△	竹	林	△	
△		○	草	草	サ	さとうきび
△	果樹園	○	草	草	サ	畑
○	その後の 植木	山	荒	地	○	パイナップル畑

結
城
市